

産学官連携強化委員会の運営について（案）

平成 21 年 9 月 24 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
産学官連携強化委員会主査決定

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 3 号）第 2 項第 3 号の規定に基づき、産学官連携強化委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項を次のとおり定める。

- 1 主査は、委員会の議事を掌握する。
- 2 委員会の会議は、主査が召集する。この場合、主査は、委員会の構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- 3 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員会の構成員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- 4 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 5 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、委員会が調査審議する事項について、検討させることができる。
- 6 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 7 委員会の会議の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、会議を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 8 事務局は、会議が開催されるときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別及び傍聴申込要領を記載した開催案内を総務省ホームページ

ジに掲載すること等により、周知する。

- 9 事務局は、会議後速やかに、会議に出席した委員の確認を得て議事概要を作成し、配付資料とともに、閲覧その他の方法により、原則として公開する。ただし、議事概要及び配付資料（以下「議事概要等」という。）を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、又はその他主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事概要等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 10 議事概要等の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、議事概要等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 11 第5項の規定に基づきWGを設置するときは、その構成員は、委員会の主査が指名する。
- 12 WGに主任を置き、委員会の主査が指名するWGの構成員がこれに当たる。
- 13 WGの議事の手続、その他その運営については、第1項から第4項まで及び第6項から第10項までの規定を準用する。この場合において、「主査」とあるのは「主任」、「委員会」とあるのは「WG」と読み替えるものとする。
- 14 その他委員会の運営に関し必要な事項は主査、WGの運営に関し必要な事項は主任が、それぞれ定める。